

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月28日
【会社名】	株式会社ティー・ワイ・オー
【英訳名】	TYO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼グループ最高経営責任者 吉田 博昭
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目21番7号
【電話番号】	03-5434-1586
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目21番7号
【電話番号】	03-5434-1586
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,300,019,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書（自平成21年8月1日至平成22年7月31日）を平成22年10月28日に提出したことに伴い、平成22年10月22日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、当該有価証券報告書を組込情報とすること及び「第三部 追完情報」の記載内容を変更するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期事業年度）に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年10月22日）までの間に次の変更が生じております。文中には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当該有価証券報告書に記載されているその他の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

以下、省略。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年10月22日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。_

(1) 平成22年1月29日提出の臨時報告書

以下、省略。

(2) 平成22年2月3日提出の臨時報告書

以下、省略。

(3) 平成22年3月17日提出の臨時報告書

以下、省略。

(4) 平成22年4月2日提出の臨時報告書

以下、省略。

(5) 平成22年4月15日提出の臨時報告書

以下、省略。

(6) 平成22年4月16日提出の臨時報告書

以下、省略。

(7) 平成22年4月23日提出の臨時報告書

以下、省略。

(8) 平成22年5月20日提出の臨時報告書

以下、省略。

(9) 平成22年5月27日提出の臨時報告書

以下、省略。

(10) 平成22年6月9日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書

以下、省略。

(11) 平成22年6月25日提出の臨時報告書

以下、省略。

(12) 平成22年6月28日提出の臨時報告書

以下、省略。

(13) 平成22年6月30日提出の臨時報告書

以下、省略。

(14) 平成22年9月24日提出の臨時報告書

以下、省略。

3 最近の業績の概要

以下、省略。

(訂正後)

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期事業年度)に記載した「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年10月28日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書に記載されているその他の将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

以下、全文削除。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成22年10月28日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

平成22年10月28日提出の臨時報告書

・臨時報告書の提出理由

平成22年10月28日の第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

・株主総会が開催された年月日

平成22年10月28日

・決議事項の内容

第1号議案 当社と株式会社コラボとの合併契約承認の件

当社を吸収合併存続会社、株式会社コラボを吸収合併消滅会社とする合併契約について、ご承認をお願いするものであります。

第2号議案 取締役15名選任の件

取締役14名が第29期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。経営体制の一層の強化を図るため、1名増し取締役15名の選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役2名が第29期定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、選任をお願いするものであります。

第4号議案 当社従業員等に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員等に対するストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することについて、ご承認をお願いするものであります。

・決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合(%))
第1号議案 当社と株式会社コラボとの合併契約承認 の件	53,822	1,004	0	(注1)	可決(97.9)

第2号議案	-	-	-	-	-
取締役15名選任の件	-	-	-	-	-
吉田 博昭	53,821	1,005	0		可決(97.9)
早川 和良	53,823	1,003	0		可決(97.9)
蛭原 潤	53,822	1,004	0		可決(97.9)
福田 和重	53,822	1,004	0		可決(97.9)
森本 研二	53,822	1,004	0		可決(97.9)
松谷 有徳	53,820	1,006	0		可決(97.9)
上窪 弘晃	53,816	1,010	0	(注2)	可決(97.8)
宝田 晴夫	53,823	1,003	0		可決(97.9)
田内 健弥	53,822	1,004	0		可決(97.9)
木場田 光一	53,823	1,003	0		可決(97.9)
亀田 勝己	53,822	1,004	0		可決(97.9)
上保 大輔	53,822	1,004	0		可決(97.9)
森島 慶介	53,824	1,002	0		可決(97.9)
森竹 正明	53,820	1,006	0		可決(97.9)
権藤 和幸	53,823	1,003	0		可決(97.9)
第3号議案	-	-	-	-	-
監査役2名選任の件	-	-	-	(注2)	-
松田 秀次郎	53,881	945	0		可決(98.0)
水戸 重之	47,867	6,959	0		可決(87.0)
第4号議案					
当社従業員等に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件	43,993	1,0833	0	(注1)	可決(80.0)
第5号議案					
退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	47,312	6,314	1,200	(注3)	可決(86.0)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権は加算していません。

以上

3 最近の業績の概要の全文削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日	平成21年10月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第28期)	自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日	平成21年10月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期 第3四半期)	自 平成22年1月31日 至 平成22年4月30日	平成22年6月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日	平成22年10月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年10月23日

株式会社 ティー・ワイ・オー
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティー・ワイ・オーの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティー・ワイ・オー及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティー・ワイ・オーの平成21年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ティー・ワイ・オーが平成21年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月26日

株式会社 ティー・ワイ・オー
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印

代表社員 公認会計士 秋葉 陽 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティー・ワイ・オーの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティー・ワイ・オー及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月22日開催の取締役会において、平成22年12月17日開催予定の臨時株主総会の承認を条件に、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ティー・ワイ・オーの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ティー・ワイ・オーが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月23日

株式会社 ティー・ワイ・オー
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティー・ワイ・オーの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティー・ワイ・オーの平成21年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月26日

株式会社 ティー・ワイ・オー
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 真船 洋一郎 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 秋葉 陽 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティー・ワイ・オーの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティー・ワイ・オーの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(追記情報)

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年10月22日開催の取締役会において、平成22年12月17日開催予定の臨時株主総会の承認を条件に、第三者割当により発行される株式の募集を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。